

## 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

#### 第1節 準備期

##### (1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、関係機関間の連携を強化する。

##### (2) 所要の対応

###### 1-1 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 町は、町行動計画を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。町は、町行動計画を作成又は内容を変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く<sup>1</sup>。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成し、県等の業務継続計画との整合性に配慮しながら必要に応じて変更を行う。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、訓練等の実施を行うとともに、感染症対応部署、総務部署及び関係部署等との連携強化や役割分担に関する調整を行う。
- ④ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる行政官等の養成を行う。その際は国や県の研修等を積極的に活用し、人材の確保や育成に努める。

###### 1-2 実践的な訓練の実施

町は、町行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

###### 1-3 町の体制整備・強化

- ① 町は、平時から、県と連携して、町民等に対し、感染症に関する基本的な情報や感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報やその対策等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。

<sup>1</sup> 特措法第8条第7項及び第8項

- ② 町は、情報共有等を平時から定期的に行う等、県と緊密に連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に対応できるよう必要な準備を行う。

#### 1-4 国及び県等との連携の強化

- ① 町は、県や国と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 町は、県や国と連携し新型インフルエンザ等の発生に備え、県内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

## 第2節 初動期

### (1) 目的

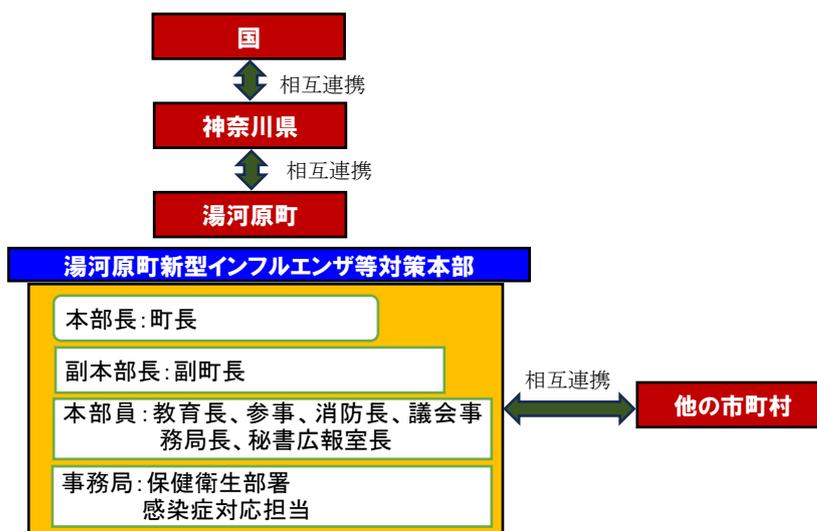
新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、町の危機管理として事態を的確に把握するとともに、町民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて、新型インフルエンザ等対策本部を設置し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

### (2) 所要の対応

#### 2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 町は、国が政府対策本部を設置した場合<sup>2</sup>や県が県対策本部を設置した場合において、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

#### 【新型インフルエンザ等発生時の実施体制】



- ② 町は、必要に応じて人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

#### 2-2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財源支援<sup>3</sup>を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する<sup>4</sup>ことを検討し、所要の準備を行う。

<sup>2</sup> 特措法第15条

<sup>3</sup> 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

<sup>4</sup> 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

## 第3節 対応期

### (1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、町及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに町民生活及び町民の社会経済活動の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

### (2) 所要の対応

#### 3-1 基本となる実施体制の在り方

町対策本部設置後において、町は、感染拡大状況等に応じて適切な本部体制を構築しながら、速やかに以下の実施体制をとる。

##### 3-1-1 対策の実施体制

町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

##### 3-1-2 職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行<sup>5</sup>を要請する。
- ② 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求め<sup>6</sup>る。

##### 3-1-3 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援<sup>7</sup>を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保<sup>8</sup>し、必要な対策を実施する。

---

<sup>5</sup> 特措法第26条の2第1項

<sup>6</sup> 2 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

<sup>7</sup> 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

<sup>8</sup> 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、文は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

### 3-2 まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の検討等について

まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の実施に係る手続等については、以下のとおりとする。なお、これらの措置の実施に係る考え方等については、第3章(「まん延防止」)の記載を参照する。

#### 3-2-1 緊急事態宣言の手続

緊急事態宣言は、緊急事態措置を講じなければ、医療提供体制の限界を超えてしまい、国民の生命及び健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する<sup>9</sup>。

町は、当該市町村の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う<sup>10</sup>。

### 3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

#### 3-3-1 町対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する<sup>11</sup>。

---

<sup>9</sup> 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

<sup>10</sup> 特措法第36条第1項

<sup>11</sup> 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条